

国立大学法人滋賀医科大学学外有識者会議規程

平成16年4月1日制定

平成30年9月28日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第13条第2項の規定に基づき、学外有識者会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 学外有識者会議は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて学長に対し意見を述べる。

- (1) 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本学の教育研究活動に関する重要事項
- (3) 本学医学部附属病院の医療活動に関する重要事項
- (4) 本学の経営方針に関する重要事項
- (5) その他本学の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 学外有識者会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学その他の教育研究機関の職員 若干名
- (2) 本学の所在する地域の関係者 若干名
- (3) その他大学に関し広くかつ高い識見を有する者 若干名

2 前項各号の委員は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が選考する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議長及び議事)

第4条 学外有識者会議に議長を置き、委員の互選とする。

2 議長は、学外有識者会議の議事を進行する。

(事務)

第5条 学外有識者会議の事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学外有識者会議の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、学外有識者会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。